

## 平成31年度税制改正等について

### 1. 法人事業税の税率改正について

令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用される法人事業税（所得割及び収入割に限る。）の標準税率が以下のとおり改正されました。

#### 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）が1億円以下の普通法人等

事業年度	平成26年10月1日から 令和元年9月30日までに 開始する事業年度	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度
課税標準		
所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%
所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	5.1%	5.3%
所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	6.7%	7.0%
軽減税率不適用法人（注）	6.7%	7.0%

#### 資本金が1億円超の普通法人（外形標準課税法人）

事業年度	平成28年4月1日から 令和元年9月30日までに 開始する事業年度	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度
課税標準		
所得のうち年400万円以下の金額	0.3%	0.4%
所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	0.5%	0.7%
所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	0.7%	1.0%
軽減税率不適用法人（注）	0.7%	1.0%
付加価値割	1.2%	1.2%
資本割	0.5%	0.5%

#### 特別法人（信用金庫、医療法人等）

事業年度	平成26年10月1日から 令和元年9月30日までに 開始する事業年度	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度
課税標準		
所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%
所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	4.6%	4.9%
軽減税率不適用法人（注）	4.6%	4.9%

（注）軽減税率不適用法人：3以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う法人で資本金が1,000万円以上の法人

## 電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人（収入割）

課税標準	事業年度	平成 26 年 10 月 1 日から 令和元年 9 月 30 日までに 開始する事業年度	令和元年 10 月 1 日以後に 開始する事業年度
	収入金額総額		0. 9 %

## 2. 特別法人事業税の創設

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から地方法人特別税が廃止されます。それに伴い復元される法人事業税（所得割・収入割）の一部（法人事業税の約 3 割）が分割され、特別法人事業税（国税）となります。

主な税率区分	地方法人特別税	特別法人事業税
	平成 28 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度	令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度
資本金 1 億円以下の普通法人等	4 3. 2 %	3 7 %
外形標準課税法人	4 1 4. 2 %	2 6 0 %
特別法人	4 3. 2 %	3 4. 5 %
収入金課税対象法人	4 3. 2 %	3 0 %

## 3. 法人県民税法人税割の税率改正について（平成 28 年度税制改正）

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用される法人県民税法人税割の税率が以下のとおり変更されます。

	平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度	令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度
標準税率（注）	3. 2 %	1. 0 %
超過税率	4. 0 %	1. 8 %

（注）資本金の額または出資金の額が 1 億円以下の法人（「保険業法に規定する相互会社」「資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社」「投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人」「法人課税信託に係る受託法人」を除く。）で、かつ、法人税割額の課税標準となる法人税額が年 1,000 万円以下の法人に適用されます。

### 本件に対する問合せ ⇒ 各県税事務所 法人担当まで

中央県税事務所	0 4 3 ( 2 3 1 ) 2 3 0 0	旭県税事務所	0 4 7 9 ( 6 2 ) 0 7 7 2
千葉西県税事務所	0 4 3 ( 2 7 9 ) 7 1 1 1	東金県税事務所	0 4 7 5 ( 5 4 ) 0 2 2 3
船橋県税事務所	0 4 7 ( 4 3 3 ) 1 2 7 8	茂原県税事務所	0 4 7 5 ( 2 2 ) 1 7 2 1
松戸県税事務所	0 4 7 ( 3 6 1 ) 2 2 7 9	館山県税事務所	0 4 7 0 ( 2 2 ) 7 1 1 7
柏県税事務所	0 4 ( 7 1 4 7 ) 8 7 4 3	木更津県税事務所	0 4 3 8 ( 2 5 ) 1 1 1 0
佐倉県税事務所	0 4 3 ( 4 8 3 ) 1 1 1 4	市原県税事務所	0 4 3 6 ( 2 2 ) 2 1 7 1
香取県税事務所	0 4 7 8 ( 5 4 ) 1 3 1 4		

<http://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/jimusho/index.html>